

# 「普天間飛行場跡地(仮称)普天間公園等検討調査業務」 プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は、「普天間飛行場跡地(仮称)普天間公園等検討調査業務」の委託先を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項について定める。

## 2 応募資格

次に挙げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 計画策定、調査研究等を業として行う法人であること。
- (3) 過去5年間に、国・地方公共団体等が行う、大規模土地利用、駐留軍用地跡地利用又は大規模公園に関する調査研究業務の受託実績を有する者。
- (4) 今回の委託業務を実施するために、正・副計5人以上の担当者を配置することができる者。

※管理技術者及び照査技術者は、都市計画に関して実務経験13年以上で、技術士(建設部門:都市及び地方計画)若しくは、RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有するものでなければならない。

なお、管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

- (5) 沖縄県内に本店、又は、支店を有する法人であること。県内に本店、又は、支店を有しない場合は、県内に本店又は支店を有する事業者と共同企業体を結成し参加すること。

※県内に営業所を有する法人については業務形態を確認し、応募資格の有無を判断する

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。

イ 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)及び(2)の要件を満たすものであること。

ウ 共同企業体を構成するどちらかの事業者が(3)の要件を満たすものであること。

エ 共同企業体を構成する事業者全体で(4)の要件を満たす者であること。

## 3 委託業務の内容

### (1) 委託業務名

普天間飛行場跡地(仮称)普天間公園等検討調査業務

### (2) 業務の概要

特記仕様書のとおり

### (3) 委託期間

契約の翌日から平成28年3月31日まで

### (4) 成果品の体裁

A4版報告書(50部)

成果のデジタル版(2部)(上記、データをCD等に収める)

## 4 企画提案書等の提出

### (1) 提出物

- ア. 応募申請書(様式1)  
応募申請書は1部提出する
- イ. 参加資格誓約書(様式2)
- ウ. 共同企業体資格申請書(様式3) ※共同企業体の場合
- エ. 共同企業体協定書 ※共同企業体の場合
- オ. 企画提案書(送付書(様式5)も含む)  
企画提案書の提出に当たっては、送付書(様式5)を1部添付すること。  
企画提案書は全体で20頁以内とし、10部提出する。

#### ①様式

A4判、縦書きを基本とし必要に応じてA4横書きを可とする。

#### ②記載事項

- ・ 調査の視点
- ・ 今年度業務のフロー
- ・ (仮称)普天間公園等のコンセプト・方針、導入機能の検討
- ・ 有識者会合による意見聴取・集約
- ・ 今年度調査の提案内容を反映した平成28年度末の跡地利用計画(素案)策定までの各年度の成果目標と留意事項を含めた全体スケジュール
- ・ 調査検討内容の概要と検討手法の概要(意見聴取する有識者の提案を含む)
- ・ 委託業務の執行体制
- ・ 業務行程表
- ・ その他

#### カ. 応募説明書

応募説明書は企画提案書とは別綴りとし、10部提出する。

なお、記載事項は以下のとおり。

- ・ 会社概要(設立年月日、資本金、年商(過去5年間)、業務内容、組織図)
- ・ 職員の状況(研究員の人数・資格等)
- ・ 過去5年間の類似調査の実績と内容
- ・ 今回業務の執行体制(役割、担当者名、所属、実務経験年数、保有資格)
- ・ 費用内訳書(各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記し提出する。ただし平成27年度契約上限額は消費税込みで5,425,920円とする。)
- ・ 送付書には押印をすること(共同企業体の場合、構成員全て押印をすること)

注：費用については、有識者への意見聴取、関係機関及び関係部局との調整に係る経費等(委員謝金、旅費等)、本業務を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(2) 提出期限

ア. 応募申請書(様式1)及び参加資格誓約書(様式2)

【共同企業体の場合】共同企業体資格申請書(様式3)、共同企業体協定書  
平成27年9月8日(火)17:00(持参、郵送又はFAX)

イ. 送付書(様式4)、企画提案書及び応募説明書

平成26年9月15日(火)17:00(持参するか郵送で10部提出)

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県企画部企画調整課跡地利用推進班 担当:原

電話098-866-2108 FAX098-866-2351

E-mail : harakazu@pref.okinawa.lg.jp

(問い合わせ等については、FAXかE-mailとし、送付後速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。)

5 企画提案書の選定方法等

(1) 選定方法

提出された企画提案書については、普天間飛行場跡地(仮称)普天間公園等検討調査業務企画提案書選定委員会を設置し、以下の視点で審査を行い、最も優れた企画提案書を選定する。

- ・問題把握の的確性
- ・提案内容(提案の的確性、独創性等)
- ・提案者の業務実績・執行体制
- ・その他

なお、審査項目及び点数配分については、後日、応募者に対し通知する。

(2) 企画提案書の審査方法について

審査にあたっては、プレゼンテーションを実施することとし、応募者に対してあらかじめ開催日時等を通知する。

なお、応募者多数の場合は書類審査により5者程度を選考し、プレゼンテーションを実施する。

(3) 結果の通知

審査結果については、企画調整課から応募者に対して通知する。

## 6 委託契約

- (1) 最も優れた企画提案書を提案した者を第一位入選者とする。沖縄県は、原則として、第一位入選者と委託内容について協議を行い、それぞれ委託契約を行う。

ただし、沖縄県と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。

## 7 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書等について、後日、沖縄県から疑義照会を行う場合がある。
- (3) 提出書類の作成・提出等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等については公表しない。
- (5) 審査内容及び審査経過については公表しない。
- (6) 沖縄県企画部企画調整課(駐留軍用地跡地利用)ホームページより

「全体計画の中間取りまとめ」については

(<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/tyukantorimatome.html>)

「行程計画」(平成25年度普天間飛行場跡地利用計画策定調査報告書)については

(<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/atochi/futenmachousa.html>)

からダウンロード可能です。

## 特記仕様書

業務委託名：普天間飛行場跡地（仮称）普天間公園等検討調査業務

業務委託場所：宜野湾市内

履行期間：契約締結の翌日から平成28年3月31日まで

### 1. 共通仕様書の適用

本業務にあたっては、本契約書及び設計業務等共通仕様書（沖縄県土木建築部平成26年7月適用）に基づき実施しなければならない。

### 2. 本仕様書の適用

- (1) 本仕様書は、沖縄県の発注する「普天間飛行場跡地（仮称）普天間公園等検討調査業務」に適用する。
- (2) 成果品は、すべて委託者である沖縄県（以下「甲」という。）の所有とし、甲の許可を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、甲と協議の上、決定しなければならない。

### 3. 業務内容

沖縄21世紀ビジョン等の上位計画や、普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間とりまとめ」等において、普天間飛行場跡地に大規模な公園・緑地を整備することが位置付けられている。

当該業務は、別紙に示す上位計画・関連計画等を踏まえ、普天間飛行場跡地における（仮称）普天間公園等についての検討・提案等を行うこととする。

当該業務の遂行にあたっては、沖縄県及び宜野湾市が共同で進めている跡地利用計画策定に向けた取組みと連携した上で、関係機関との意見交換や、有識者からの意見聴取を行い、幅広い観点から検討を行う。

#### (1)（仮称）普天間公園等のコンセプト・方針、導入機能の検討

沖縄21世紀ビジョン等における位置付けや、全体計画の中間とりまとめ及び既往調査等で示されている方針等を踏まえ、普天間飛行場跡地における（仮称）普天間公園のコンセプト・方針、導入機能等の検討を行い、今後の国営公園化に資する基礎資料を整理する。

#### (2) 有識者会合による意見聴取・集約

（仮称）普天間公園の国営公園化に向けた検討・提案に際して、助言等をいただくため都市計画、環境、歴史・文化、振興策等の分野における有識者会合を開催し、意見聴取及び意見集約を行う。（有識者6名程度で構成、複数回開催）

#### (3) 関連部局が実施する調査や策定する計画の反映

関係部局及び関係省庁が実施している調査及び関連計画と相互に連携しながら、本業務の検討内容の具体化を図る。

#### (4) 報告書の作成

(1)～(3)に係る調査結果及び報告について、報告書を作成すること。

#### 4. 関係法令等の遵守

本業務を実施するに当たっては、本特記仕様書のほか、関係法令、規則、通達等を遵守しなければならない。

#### 5. 提出書類

本業務を実施するに当たって受託者（以下「乙」という。）は、次の書類を適宜提出しなければならない。

- ・ 着手届
- ・ 管理技術者、照査技術者、担当技術者届（経歴書添付）
- ・ 業務実施日程表
- ・ 業務計画書
- ・ 業務委託完了報告書及び納品書
- ・ 作業（打合せ）記録簿
- ・ その他甲が必要とみなした書類

#### 6. 管理技術者、照査技術者

管理技術者及び照査技術者は、都市計画に関して実務経験13年以上で、技術士（建設部門：都市及び地方計画）若しくは、RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有するものでなければならない。

なお、管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

#### 7. 再委託の制限

##### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ甲乙が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

##### ○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

## (2) 再委託の相手方の制限

本契約のプロポーザル参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

## (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により甲乙の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

### ○その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計

## 8. 打合せ等

本業務の実施に当たっては、業務実施日程表に従って行い、管理技術者は事前に十分係員と打合せを行い、手戻りが生じないように努めなければならない。また、作業打合せ簿を作成し、担当職員へ提出確認を行った後、相互にその打合せ簿を一部ずつ保管するものとする。

なお、業務の進捗状況及び業務内容の打合せについては、原則月1回実施するものとし、その他必要に応じて随時実施するものとする。

## 9. 費用について

費用については、有識者会合開催、関係機関及び関係部局との調整に係る経費等（委員謝金、旅費等）、本業務を実施するにあたっての一切の費用が業務請負額に含まれるものとする。

業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として乙の負担とする。

## 10. 成果品の検査

本業務は、成果品の検査の合格をもって完了とする。また、完了後において瑕疵が発見された場合は修正、又は再作業を行うものとする。

## 11. 成果品の帰属

本業務の成果品は、全て甲の管理及び帰属とする。

## 12. 成果品

- ・ A4版報告書 50部 （必要な頁については、カラー刷りとする。）
- ・ 成果のデジタル版 2部 （上記のデータをCD等に収めること。）

## 普天間飛行場跡地の大規模公園に係る上位計画及び関連計画一覧

時期	計画・方針・調査名
H14.3	沖縄県広域緑地計画
H18.3	普天間飛行場跡地利用基本方針
H22.3	沖縄21世紀ビジョン
H24.3	広域緑地(普天間公園等)の計画方針 普天間飛行場跡地利用計画方針策定調査報告書(広域緑地(普天間公園)検討委員会編)
H24.5	沖縄21世紀ビジョン基本計画
H25.1	中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想
H25.3	普天間飛行場跡地利用計画策定のに向けた「全体計画の中間とりまとめ」